

# 豊岡市地区集会施設整備補助金について

地区集会施設の新築・増築や改修に対し補助金を交付します。

## 【内容及び対象経費】

①地区集会施設の新築、改築、増築若しくは取得に係る工事費（設計費及び工事監督費を含む）又は購入費。

ただし、事業費が400万円以上の場合に限ります。

②地区集会施設の改修に係る工事費（設計費・工事監督費を含む）。

ただし、事業費が200万円以上で、老朽化等の理由により建物の主要構造部等の改修を含む工事を行う場合に限ります。

○対象経費 → 建築設備（電気・ガス設備、給排水設備、空調設備等）及び壁、柱、床、梁、屋根、階段、天井、基礎、建具の改修に係る経費

○対象外経費 → 用地買収費、造園工事費、備品及び消耗品費

## 【対象者】 区（自治会）

## 【補助率・補助金等の額】

①対象工事費の1/4以内で市長が必要と認めた額（千円未満切捨て）

②上限500万円

## 【交付申請に必要な書類】

①工事図書 ②工事見積書 ③工事着手前写真

## 【備考】

①年度当初（4月1日）より受付開始します。※予算上限に達し次第終了となります。

②工事は交付決定後に着手してください。

③補助金の利用は、1区（自治会）1年度1集会施設のみです。

④補助金交付後5年間は再度申請できません。

※世帯数の増加に伴う新築・増築の場合は、ご相談ください。

⑤交付決定後に、事業費・工事内容に変更がある場合は必ずご連絡ください。

⑥交付申請書は豊岡市の公式ホームページに掲載しております。

⑦実績報告には、完成後写真・領収書・完成図書が必要となります。

## 【相談・申請先】

豊岡市役所 地域づくり課

TEL 0796-21-9020